第49号議案

教育長に対する事務の権限の委任について

このことについて、別紙のとおりとしたいので議決を求める。

令和２年２月１２日
新潟県教育委員会教育長
稲　荷　善　之

令和元年度児童生徒を対象とし教育委員会表彰に係る権限の委任について

1　委任の内容

令和元年度児童生徒を対象とした教育委員会表彰のうち、2月定例会後に表彰候補者の推薦があったものについて、被表彰者決定の権限を教育長に委任する。

2　委任の理由

児童生徒の意欲醸成を図る観点から、終業式前、特に最終年次（小6、中3、高3）の児童生徒については卒業式前など当年度中の表彰が望ましいことから、2月末までに実績があり推薦があった場合は、被表彰者決定の権限を教育長に委任するものである。

3　委任根拠規定

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和39年新潟県教育委員会規則13号）第3条第1項

【教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）】

（事務の委任）

第1条

教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(19)　教育、学術及び文化に関し功績の著しい者の表彰を行うこと。

（事務の委任の特例）

第3条第1項

教育委員会は、特に必要と認めるときは、第1条各号に掲げる事項の一部を、教育長に委任し、又は臨時に代理させることができる。